

## パブリックコメント手続結果

### 1 案件名

門真市路上喫煙の防止に関する条例（案）

### 2 意見募集期間

平成30（2018）年12月1日（土）から同月27日（木）まで

### 3 実施機関（担当所管課）

- (1) 名 称：市民生活部 環境政策課
- (2) 電話番号：06-6902-4129

### 4 閲覧場所

- (1) 環境政策課
- (2) リサイクルプラザ
- (3) 市情報コーナー（市役所別館1階）
- (4) 保健福祉センター
- (5) 南部市民センター
- (6) 市民プラザ
- (7) ルミエールホール
- (8) 市民交流会館・中塚荘
- (9) 市立公民館
- (10) 文化会館
- (11) 図書館本館
- (12) 老人福祉センター
- (13) 高齢者ふれあいセンター
- (14) 女性サポートステーション（WESS）
- (15) 市ホームページ

### 5 受付した意見等の件数等

43件（\*28名の方から意見が出されました。）

### 6 提出方法及び提出人数

回収ボックス投函3名、持参15名、郵送1名、ファックス1名、Eメール8名  
合計 28名

### 7 意見に対する考え方

寄せられた意見に対し、条例（案）の修正は行いませんが、意見に対する市の考え方は以下の通りです。

門真市路上喫煙の防止に関する条例（案）に対する意見

意見の分類	意見の概要	意見等に対する市の考え方
①条例の目的について（第1条関係）	<p>○第1条の目的で、「市民の安全で快適な生活環境の確保に資すること」とあるが、抽象的過ぎて何のために条例を作るのか良く分からない。「たばこのポイ捨て防止」等、具体的な目的を書くべきである。</p> <p>○第1条の目的で、なぜ路上喫煙を防止しなければならないのかについての理由の記述がない。「火のついたたばこは危険」「吸い殻のポイ捨て防止」等、目的達成に必要なもののみを規制し、具体的な理由を記載すべきである。</p> <p>○路上喫煙を防止することにより、本当に市民が安全で快適に生活できる環境が確保されるのか。路上喫煙だけを悪者にしないで下さい。門真市民としてのモラルやマナーをより良く身につけられるような事をして欲しい。</p>	<p>条例（案）は、周囲の人に迷惑を及ぼさないよう、歩きたばこ等による煙（蒸気を含む。）の臭いやたばこの火による火傷や衣類の焼け焦げ等の未然防止及びたばこの吸い殻のポイ捨ての未然防止等、喫煙者のマナー、モラルの向上を図るとともに、まちの環境美化意識の高揚を図ることにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的としており、条例制定後、これらの具体的な目的につきましては、啓発チラシに明記する等、条例の周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>本市では、平成25年10月1日に「門真市美しいまちづくり条例」を施行し、ゴミのポイ捨てを禁止する等、市域の美しいまちづくりを推進しております。</p> <p>今回の条例（案）の趣旨につきましては、喫煙行為自体を否定するものではなく、一定の喫煙マナーを守って、喫煙者も非喫煙者もお互いに心地良く安全で快適な市民生活を送って頂くことを目的としております。</p>
②定義（たばこ）について（第2条関係）	<p>○加熱式タバコや電子タバコは煙も臭いも出ないので、禁止する必要ない。</p> <p>○加熱式たばこは火を使わず、臭いや有害物質がほとんど出ないので、条例の対象から外すべきである。</p> <p>○煙で他人に迷惑をかけたくないと思い、加熱式たばこに変えたのに、それも規制の対象にすることは行き過ぎである。煙も出ず、臭いもしない加熱式たばこは条例の対象から外す</p>	<p>加熱式たばこは、紙巻たばこのような火傷等の危険性はありませんが、平成28年に世界保健機関（WHO）が、「加熱式たばこ利用者から呼出されるエアロゾルには有害物質が含まれ、周囲の人の健康を脅かす可能性がある」と述べている他、平成29年には一般社団法人日本呼吸器学会が使用者にとっても、周囲の人にとっても、推奨できないとの見解を示して</p>

	<p>べきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加熱式たばこは火を使わず、蒸気が出るだけで安全なので、火を使うたばこと一緒にしないで欲しい。</li> <li>○路上喫煙の禁止は、人通りの多いところでのたばこの火が危険であること、受動喫煙防止の観点から行われるものであると承知しているので、加熱式たばこは条例の対象から外すべきであると考えます。</li> <li>○加熱式たばこは火を使わないので煙や臭いもなく、空気の汚れもない。くわえたばこの火傷の恐れもなく、ポイ捨てもないので、一律禁止とするのは疑問である。</li> <li>○最近、流行の加熱式たばこまで禁止にしないで欲しい。</li> <li>○市民の安全で快適な生活環境の確保が目的なら、火を使わず、副流煙の心配のない加熱式たばこは該当しないと思う。</li> <li>○加熱式たばこは火を使わず、煙もなく、安全上もポイ捨ても全く問題ない。多くの喫煙者が他人に迷惑をかけないように、加熱式たばこに切り替えているのに火を使うたばこと一緒にすることは納得できない。</li> <li>○体温程度の温度で有害物質の発生も確認されていない加熱式たばこもあるが、問答無用に全てのたばこを規制することに疑問を感じる。</li> </ul>	<p>います。</p> <p>また、加熱式たばこは紙巻たばこと比べて、燃焼による煙や副流煙が発生しないものの、少なからず、蒸気が発生し、種類によっては、臭いもある他、たばこカプセル等、使用後のたばこ製品がポイ捨ての原因となることも考えられるため、今回の条例（案）では対象とします。</p> <p>しかしながら、今後、加熱式たばこは新製品の発売等、各種製品が改良されていく可能性があることから、今回の市民の皆様からいただいた多くのご意見も踏まえ、条例制定後においても継続的に検討してまいります。</p>
<p>③定義（路上喫煙）について（第2条関係）</p>	<p>○路上喫煙の禁止だけでなく、通路際やコンビニの入り口付近の灰皿設置や携帯灰皿の無料配布の禁止も盛り込んで欲しい。</p>	<p>コンビニ等の私有地内での喫煙については、条例の対象外としております。</p> <p>市に管理権限のない場所の灰皿の設置は管理者の判断となりますが、道路等の喫煙禁止区域に近い場所に灰皿が設置されている場合は、条例（案）の目的を管理者にご説明し、灰皿の移動等の協</p>

		力を求めてまいりたいと考えております。携帯灰皿の無料配布の禁止については、今後の施策の実施にあたり、ご参考とさせていただきます。
④市民等の責務について（第4条関係）	○私有の道路や広場、公園での喫煙防止まで条例の対象とすべきでない。	私有地での喫煙については、条例の対象外としております。
	○市民の安全で快適な生活環境を守るためであれば、市内を通過する市民等にまで責務を求めることは矛盾する。 ○市民の責務についての条文がないのに市民等の責務について条文化することは何か変である。まるで喫煙者は門真市に立ち入るなど言っている気がする。	条例（案）の目的は、喫煙者の市内への立ち入り禁止や喫煙行為自体を否定するものではなく、一定のマナーを守った喫煙を徹底しようとするものであり、市と市民等がお互いに協力しながら、喫煙マナーの向上に向けた取組みを進めてまいりたいと考えております。
⑤路上喫煙禁止区域の指定について（第5条関係）	○指定した路上喫煙禁止区域は、市内通過者にもはっきりと分かるような標示にして下さい。特に夜間でも良く分かるように標示して下さい。 ○指定した路上喫煙禁止区域は、市外から友達に会いに来た者にも分かりやすいように表示し、禁止区域内に喫煙場所を設置して下さい。	路上喫煙禁止区域内には、喫煙所、啓発看板、路上ステッカーを設置し、啓発看板には路上喫煙禁止区域や喫煙場所を明記し、市民の皆様に分かりやすい表記にしたいと考えております。
	○路上喫煙禁止区域はどこを考えているのか。路上喫煙禁止区域を決める時は広く市民の意見を取り入れ、やみくもに禁止区域を広げる事のないよう、たばこ屋の営業権、納税額も考慮して欲しい。	路上喫煙禁止区域の指定区域については、人通りの多い市内駅周辺を予定しており、条例制定後に指定区域及び指定年月日を告示してまいります。

<p>⑥路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止について（第6条関係）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市長等が指定した喫煙場所での喫煙を除くのであれば、第6条で明記すべきである。</li> <li>○愛煙家はマナーを守ることを意識している。第6条の中に喫煙場所のことを明記し、路上喫煙禁止区域内に喫煙場所を設置していただくことを願う。</li> <li>○路上喫煙禁止区域を指定するなら、喫煙場所を整備し、たばこ税を納めている納税者に還元することが市の義務である。</li> <li>○路上喫煙禁止区域を指定することはやむを得ないと思うが、せめて喫煙可能な場所を設けていただき、たばこを吸わない人にも吸う人にも配慮することが行政の施策ではないか。</li> <li>○路上喫煙禁止区域内に屋根付きの喫煙所を設置すべきである。</li> <li>○路上喫煙禁止区域といえども必ず喫煙コーナーを分かりやすいところに設置して欲しい。</li> <li>○路上喫煙禁止区域内から喫煙者を完全に排除すれば、「隠れたばこポイ捨て」が発生する。特に夜間が問題である。条例の実効性を担保するためにも、禁止区域内に喫煙場所は絶対に必要である。</li> </ul>	<p>第2条第1項第2号の定義において、路上喫煙は「道路等を管理する権限を有する者が設置した喫煙設備が設けられた場所を除く道路等において、たばこを吸う行為」と定義していることから、第6条では、喫煙場所について明記していませんが、路上喫煙禁止区域内には、公共の場所での一定のマナーを守った喫煙を徹底し、喫煙者と非喫煙者との共存及び分煙を図る観点から、喫煙所の設置を予定しております。</p> <p>喫煙所の設置にあたっては、今後、国から示される厚生労働省令が定める喫煙所の仕様に応じた基準に基づき、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにする等の周囲への配慮、管理体制、経費面、設置による効果等を考慮し、検討してまいります。</p>
<p>⑦過料について（第8条関係）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪市が過料に関わる経費が年間で8,000万円と新聞で読んだことがあります。過料を徴取するために税金を使うことに反対する。啓発することで充分であり、啓発だけで効果を上げている自治体もあると聞いている。</li> <li>○過料に処するための勧告は誰が行うのか。勧告を受け、喫煙を止めた場合は過料に処さない運用をして下さい。</li> </ul>	<p>過料に処するための指導及び勧告は新たな経費による業務委託ではなく、市職員が行うこととしております。</p> <p>条例の実効性を確保するため、罰則規定を設けておりますが、過料を徴取することが目的ではなく、市民の皆様に条例の目的や内容を理解してもらおうとともに、喫煙者のマナー、モラルの向上を図ることを目的としております。</p> <p>また、路上喫煙禁止区域内において、</p>

	<p>○妊婦、子供、老人の受動喫煙防止の為、受動喫煙を与える喫煙者を指導し、過料に処することが行政の仕事と思う。</p> <p>○条例違反者には過料を処するのではなく、氏名公表も含めた、指導と勧告で十分改善できると思う。取締りの体制が継続的に担保できない限り、公平・公正な条例の運用は不可能であり、過料処分は有名無実なものとなる。実態に則した納得のいく条例にして下さい。</p>	<p>喫煙をした者に対して、市職員が指導又は勧告を行い、指導勧告により喫煙を中止した場合は、過料の処分は行いません。</p>
<p>⑧喫煙場所について</p>	<p>○たばこ税が市の大きな財源となっていることを踏まえ、喫煙者だけを締めつける過度な喫煙規制では無く、より良い分煙環境を整備することが重要と考える。</p> <p>○飲食店内での喫煙席も少なくなり、道路上で吸わざるを得ない状況となっているので、たばこ愛好者が安心して楽しめる場所を提供して欲しい。</p> <p>○たばこ税を多く払っているのに、最近ではたばこを吸っている人が肩身の狭い思いをしている。喫煙場所を設け、喫煙する人と喫煙しない人が気持ち良く生活できれば良いと思う。</p> <p>○条例の制定に反対。たばこの吸える場所を確保して、たばこ税を有効に使って欲しい。</p> <p>○閉鎖型の喫煙所であっても、煙は漏れ、周りの非喫煙者に受動喫煙の危害を及ぼすことが避けられないので、喫煙所は設置すべきではない。まして公費で喫煙所を設ける無駄はやめるべきである。</p>	<p>条例制定により、喫煙者も非喫煙者もお互いに心地良く安全で快適な市民生活を送って頂くよう、喫煙者のマナー、モラルの向上を図ってまいりたいと考えており、路上喫煙禁止区域内では、喫煙所を設置するとともに、市ホームページ、市広報紙への掲載、啓発チラシの配布等により、条例の周知・啓発を図ってまいります。</p>

<p>⑨その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の安全で快適な生活環境の確保の為、灰皿の設置を多くすれば、歩きタバコやポイ捨ても減り、環境も良くなると思う。</li> <li>○駅周辺のタバコのポイ捨てが非常に多い。路上喫煙の防止以前にマナーの向上に努めて欲しい。</li> <li>○喫煙者が減少しつつあり、タバコで生計を立てている方もいるので、路上喫煙を規制することは反対である。</li> <li>○最近では喫煙者のマナーが良くなってきているので、条例の制定は反対である。歩行者、自転車、単車の交通マナーを教育する方が先ではないか。</li> <li>○路上喫煙の禁止は賛成だが、市のみで実施してもあまり効果がないと思うので、近隣市やタバコ組合等、関連団体とも共催してPR活動し、コンビニやスーパーにも協力してもらいたい。</li> <li>○条例の制定には反対である。今や路上での喫煙は激減しており、喫煙マナーは格段に向上しているため、罰則付きの条例で市民等を取り締まることは大変残念である。喫煙マナーの啓発で十分ではないか。</li> <li>○条例（案）に概ね賛同する。</li> </ul>	<p>市民の皆様からいただきました左記のご意見につきましては、今後の市の路上喫煙の防止に関する施策の実施にあたり、ご参考とさせていただきます。</p>
-------------	--	---